

平成27年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成28年1月22日

1月22日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 買受適格証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤太雄 | 2番 | 坂本弘 |
| 3番 | 内山勝己 | 4番 | 今泉憲一 |
| 5番 | 伊能隆男 | 6番 | 菅谷樹雄 |
| 7番 | 石橋新一郎 | 8番 | 玉造和男 |
| 9番 | 宮増伸彦 | 10番 | 加瀬由美子 |
| 11番 | 林藤江 | 12番 | 宮崎正子 |
| 13番 | 高城博 | 14番 | 埴武久 |
| 15番 | 篠塚正悟 | 16番 | 浅野文男 |
| 17番 | 向後和夫 | 18番 | 高木甚一 |
| 19番 | 野平謙一 | 20番 | 佐藤義男 |
| 21番 | 林弘 | 22番 | 宮田毅 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 23番 | 栗田元一 | 24番 | 伊藤はつ子 |
| 25番 | 大坂雅道 | 26番 | 星越清徳 |
| 27番 | 飯森茂 | 28番 | 高木彌 |
| 29番 | 大堀潔 | 30番 | 高木重樹 |
| 31番 | 高木哲吉 | 32番 | 栗林利男 |
| 33番 | 菅谷晁 | 34番 | 伊藤寛 |
| 35番 | 椿康弘 | 36番 | 本宮敏雄 |
| 37番 | 宮負厚美 | 38番 | 菱木重雄 |
| 39番 | 小倉新一 | 40番 | 多田晃一 |
| 41番 | 大須賀常政 | 42番 | 三橋和男 |
| 43番 | 小林一男 | | |

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 八本栄男 | 管理班長 | 椎名正志 |
| 農地班長 | 越川泰克 | 副主幹 | 伊能弘 |
| 主査 | 伊藤健 | | |

開会 午後 3時02分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 坂本 弘委員、43番 小林一男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地を借り受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が耕作の利便を図るため、自作地に隣接している申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番 譲受人が自作地に隣接して耕作利便な申請地を贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号6番および7番は関連案件であります。

耕作の利便性向上と合理化を図るため、お互い農地を交換するものであります。

整理番号8番および9番は関連案件でございます。

耕作の利便性向上と合理化を図るため、お互い農地を交換するものであります。

整理番号10番、譲受人が耕作の利便を図るため、自作地に隣接している申請地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号11番、譲受人が母親より贈与を受けるものであります。

整理番号12番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号13番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号14番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、事前審査会の報告をいたします。

去る、1月14日、午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は14件であります。

それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号について、整理番号1番から14番までの案件は農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号2番 坂本 委員。

2番坂本委員 それでは、整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、役員である譲渡人と農地の使用貸借権設定を行うものであります。

今後も農地の良好な維持管理が見込まれる事から取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番、3番の2件について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、申請地と譲受人の住まいが隣接しているため、今後も農地の良好な維持管理ができることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は袋地であり、譲受人が管理する農地の中に存在するため贈与するものであります。

したがって、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、14番 埴委員。

1 4番埴委員 それでは、整理番号5番について、現地調査の結果を説明したいと思います。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定をするものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、17番 向後委員。

1 7番向後委員 整理番号6番および7番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性向上を目的に農地交換をするものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番、9番の2件について、19番 野平委員。

1 9番野平委員 それでは、整理番号8番と9番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性向上を目的に農地交換をするものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番について、25番 大坂委員。

2 5番大坂委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、

今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、11番について、28番 高木委員。

28番高木委員 それでは、整理番号11番について、説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、12番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、13番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号13番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、14番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から13番までは関連案件であります。

一時転用を伴う賃借権設定で、山砂採取事業の期間延長に伴う計画変更であります。

なお、本申請については、各土地所有者からの一時転用許可期間延長に係る同意書が添付されております。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、議案第2号について、事前審査会の審査結果について報告いたします。

整理番号1番から13番について、書類等で審査した結果、実効性等は問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番から13番までの13件について、30番 高木委員。

30番高木委員 整理番号1番から13番は関連案件となりますので一括して、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇号線を〇〇方面に向かって行って、ちょうど〇〇〇の境となります。そこを〇に向かって行って〇〇メートル位行った所の現場でございます。

平成16年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

毎年、この時期に申請しております案件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め、平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権設定で駐車場用地および進入路用地とのことです。

整理番号1番は、平成27年10月15日付けで農用地区域の指定解除を受けております。

申請地は、第1種農地ですが、許可例外規定農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で車庫用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は第1種農地ですが、許可例外規定農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

なお、土地改良関係では地元土地改良区の同意を得ております。

整理番号5番、一時転用を伴う貸借権設定で進入路用地とのことです。

この申請は、申請地に隣接する山林を太陽光発電施設用地として計画中ではありますが、林地開発申請するにあたり、森林を伐採して開発面積確定の測量が必要なことから、伐採した木材の搬出路として確保するものであります。

また、併せて林地開発許可後に太陽光発電関係資材等の搬入路として利用するものであります。

なお、事業終了後には農地に復元する旨の誓約書を添付しており、問題はないと判断します。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

2 8番高木委員 議案第4号につきまして、事前審査会の結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

整理番号1番から5番の案件について、現地調査および書類等で審査した結果、実効性等問題ないとの意見であり許可申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 伊藤委員。

1 番伊藤委員 整理番号1と2は関連案件でありますので、一括して説明申し上げます。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、自宅に隣接した申請地に〇〇〇〇の駐車場と進入路を設置する計画です。

なお、駐車場部分は昨年10月に農振農用地の除外となっております。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、11番 林委員。

1 1番林委員 整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇支所から〇〇方面へ向かう道路の地区のほぼ中央に位置します。

譲受人と譲渡人は親子関係であり、現在車が3台あって出入が不便なため、自宅に隣接している申請地に車庫を建築する計画です。

なお、申請地は昨年10月に農振農用地の除外となっている場所です。

用水は水道、雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第10次農用地利用集積計画1番から138番までの申請であります。

議案書の16ページから75ページです。

所有権移転1件、1,821㎡で田であります。

次に、使用貸借権設定、新規6件、9,986㎡で、うち田が7,559㎡、畑が2,427㎡であります。

再設定1件、田で1,446㎡であります。

次に、賃借権設定、新規77件、353,634㎡、うち田が283,052㎡、畑が70,582㎡であります。

再設定34件、134,043.16㎡で、うち田が84,854.26㎡、畑が49,188.90㎡であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定で新規19件、123,558.04㎡で、すべて田であります。

以上、138件の第10次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号52番、68番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号52番、68番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号52番、68番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第5号91番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号91番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号91番について、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第5号121番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号121番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号121番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く134件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く134件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く134件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農

地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成 28 年 1 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規 2 件、123,558.04 m²、すべて田であります。

以上、2 件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業法第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり承認いたします。

◎日程第 7 議案第 7 号

議 長 日程第 7 議案第 7 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 7 号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第 3 条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成 28 年 1 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

事務局農地班長 整理番号 1 番および 2 番は関連案件であります。

成田税務署が執行する公売参加のための買受適格証明願であります。

公売の方法は期日入札で、入札日は平成 28 年 2 月 17 日であります。

申請者の買受理由は、元々借受け地として耕作しており、農業経営規模拡大を図るための買受願いであります。

なお、売却決定を受け農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第7号の事前審査会の審査結果について報告いたします。

買受適格証明願の案件は2件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、調査結果を報告いたします。

これは成田税務署が行う競売によるものであり問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、22番 宮田委員。

22番宮田委員 ただいま事務局が説明したとおりでございまして、1番、2番について一括して、ご説明いたします。

この買受適格証明書は、申請者が現在も借りて花・植木を耕作しておりまして、農地を公売にて買い受けるためのものであります。

したがって、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから、取得要件を満たしておりまして証明書の交付が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定をいたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は6件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、66件です。

報告第3号 農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成28年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人